

# 発電所の環境アセスメントについて

平成29年3月21日

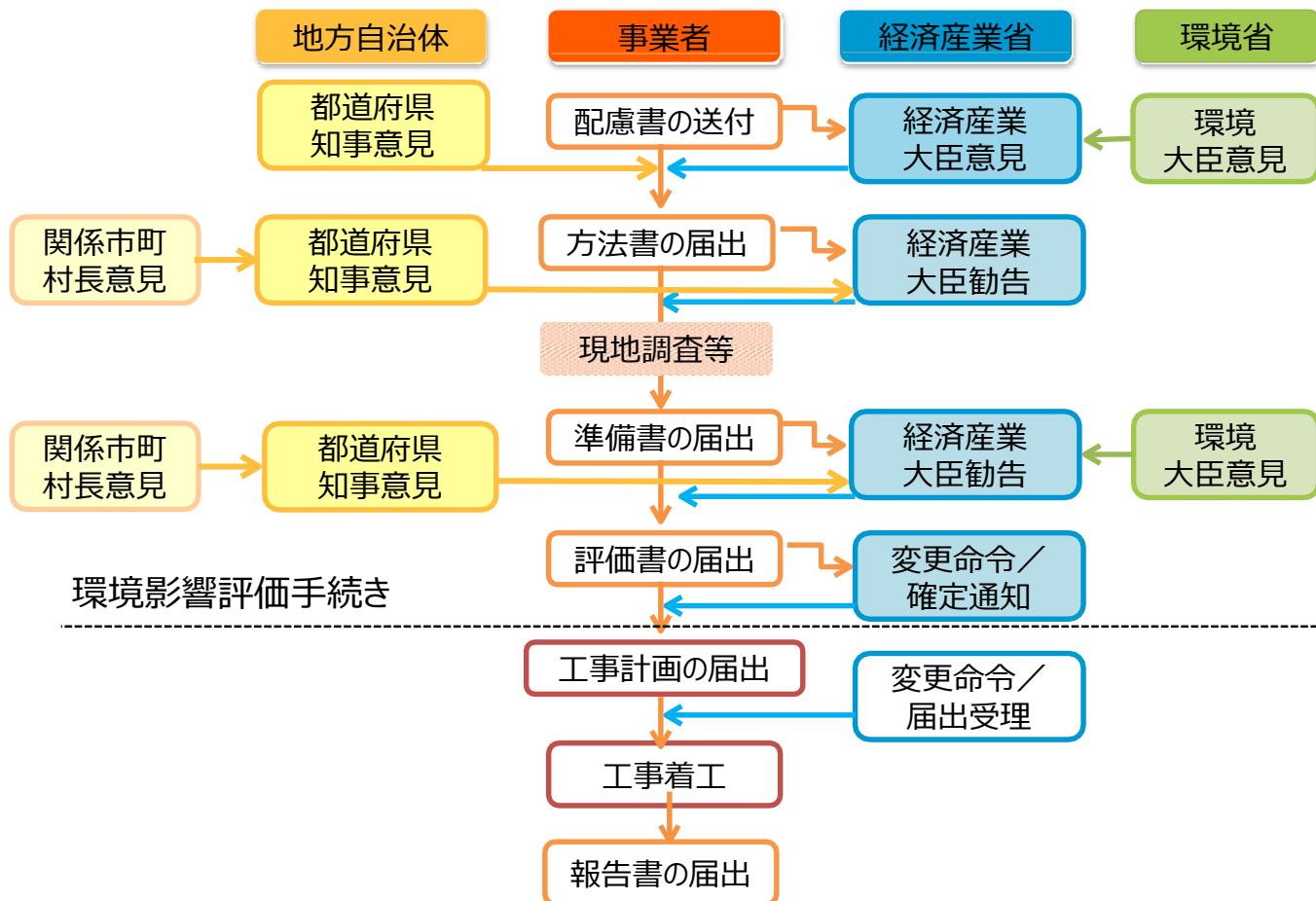
経済産業省 商務流通保安グループ

電力安全課

# 1. 発電所の環境アセスメント制度

- 環境アセスメントとは、事業の内容を決めるに当たって、環境にどのような影響を及ぼすかについて、**事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度。**
- 事業者は、各段階（配慮書、方法書、準備書、評価書）の図書の公開・縦覧や説明会等を実施し、**多くの方々から意見提出が期待できる仕組み。**

## ① 発電所の環境影響評価のフロー



## ② 発電所の環境影響評価の対象事業

事業の種類	第一種事業	第二種事業(※1)
水力発電所	3万kW以上	2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	15万kW以上	11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	1万kW以上	0.75万kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	-
風力発電所	1万kW以上	0.75万kW以上 1万kW未満

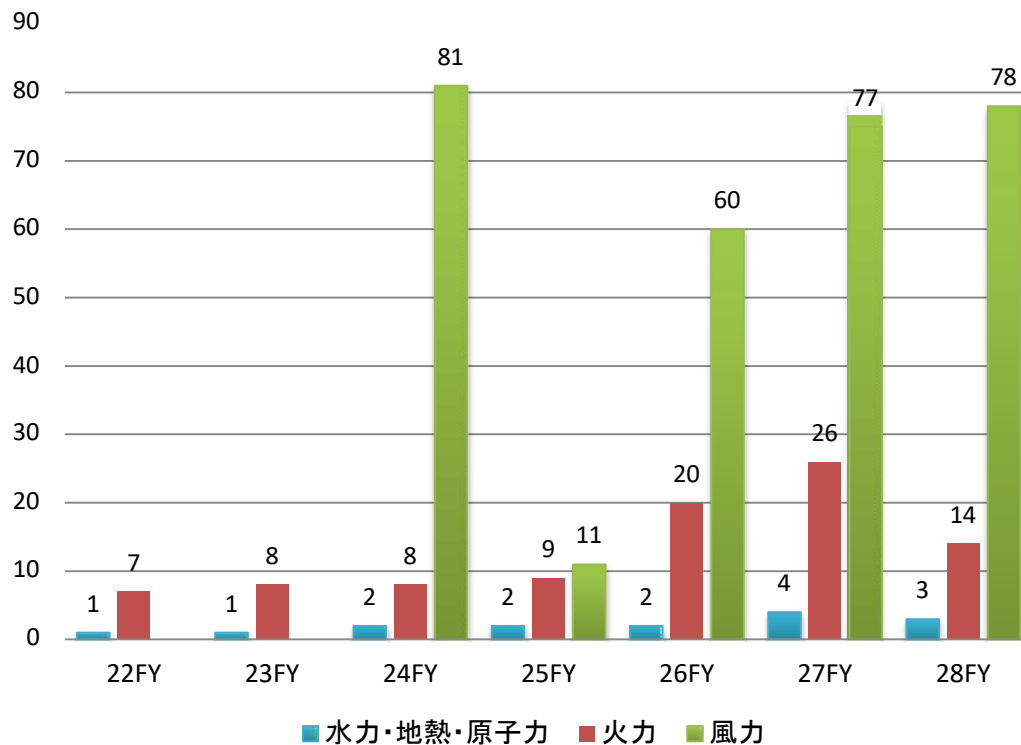
(※1) 第二種事業については、環境影響評価の要否の判定を行う。

## 2. 最近の発電所に係る環境アセスメントの状況

- 平成24年10月 風力発電所を環境影響評価法の対象事業に追加したことにより、発電所の環境アセスメント図書（以下、アセス図書）の届出件数が増加。
- 平成23年度にはアセス図書の届出件数が9件だったのに対し、**平成27年度には107件、うち風力発電所は77件、平成28年度（3月現在）の風力発電所は78件。**

### ①アセス図書の届出件数

（※配慮書、方法書、準備書、評価書の届出件数）



### ②地方別の風力アセスの実施状況

地方別	件数	規模合計 (kW)
北海道	34	2,525,400
東北	92	7,264,545
関東	1	18,000
北陸	1	20,700
中部	6	169,500
近畿	2	80,600
中国	2	100,000
四国	8	241,900
九州	12	441,400
沖縄	0	0
合計	158	10,645,515

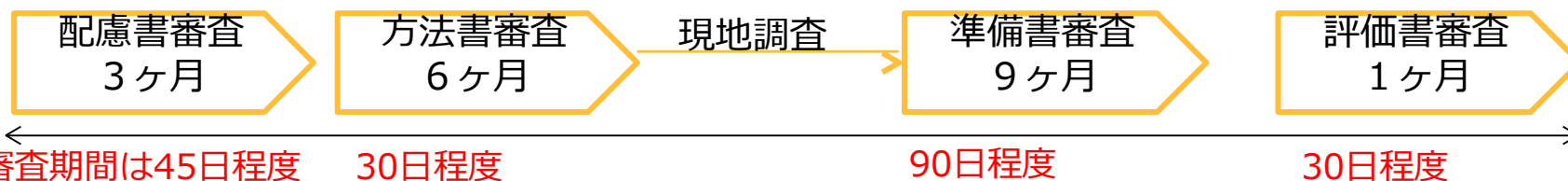
※2017年3月時点

### 3. 発電所に係る環境アセスメント審査期間の短縮

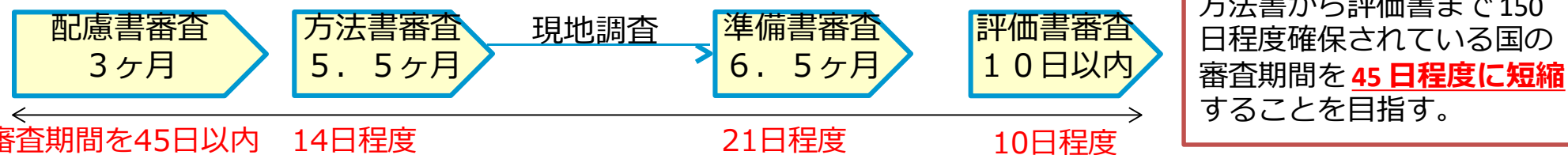
- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、風力発電と地熱発電について「環境アセスメントの迅速化（3，4）年程度かかるとされる手続期間の半減を目指す。」ことが政府目標とされた。
- また、発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告（平成24年11月27）において、**国の審査期間の短縮**を実施しているところである。

#### (1) 国の審査期間の短縮

##### <法律で定められている審査期間>



##### <短縮後の審査期間>



#### (2) 短縮に向けた取組事例

- ① 環境審査顧問会の審査を円滑に行うため、過去の事例を整理し、当該審査において一般的によく出される質問や指摘事項などを整理して公表する。
- ② 知事意見の提出予定日をできる限り早期の段階で把握、環境大臣意見の素案を早期に把握する。
- ③ (事業者においては、) 届出前の段階から、審査の迅速化に資するように、書類の内容をより精査したものとする。など

## 4. 環境影響評価審査の検証と検討すべき課題

- 特に平成24年10月より環境影響評価の対象となった風力発電所については、制度開始後、日が浅いこともあり、環境影響評価の対象となる他発電所と比べて過去の審査事例等も少ないため、**審査過程で多数の指摘事項等が発生している状況**にある。
- また、**アセス図書の届出件数が増加**しているなか、これ以上の審査の迅速化は極めて困難になってきている。
- そこで、風力発電所については、アセス図書の内容の充実を図り、審査過程における指摘事項等を減らすとともに、最新技術を利用した環境影響評価審査について、検討中。

### (3) 審査短縮実績

- 平成25年度から平成28年度（暫定値）までの国における審査期間については、配慮書における審査は9日程度短縮、方法書は21日程度短縮・審査期間は19日程度  
準備書には93日程度短縮・審査期間は27日程度、評価書における審査は19日程度短縮・審査期間は11日程度である。
- 準備書においては、平成25年度から平成27年度までの審査期間平均は19日程度であるが、平成28年度においては審査期間が超過している。これは、審査において環境保全措置の検討に時間を要した事業があったこと、知事意見の提出予定日を把握できなかった事業があったこと等の要因である。

### (4) 検討すべき課題

#### ①アセス図書の充実化

事業特性・地域特性を踏まえた調査・予測・評価等を整理して、公表。

#### ②事業者における内容の精査

事業者自ら適切な調査、予測、評価等を行っているのかを確認できるチェックリスト等を作成。

#### ③最新技術を利用した環境影響評価審査システムの具体化